

小坂町新型コロナウイルス感染症対応経営維持臨時給付金

町では、新型コロナウイルスの影響を受けている町内事業所の雇用の安定と事業継続を目的に給付金を支給します。

◎交付の要件

[次の(1)～(2)の全てに該当する事業所が対象です]

運輸業、繊維工業、縫製業、建設業、小売業、サービス業、採石業、製造業、保険業(代理店業を含む)、理美容業

※国及び秋田県が実施している持続化給付金、飲食店応援給付金等の対象事業者を除きます

(1)中小企業基本法第2条に規定する中小企業及び個人事業主等

(2)法人は町内に営業店舗がある事業主、個人は町内に住所を有し開業届を提出している方
(令和2年12月から令和3年4月までの売上げを前年または前々年の同月と比較し、
いずれかの月の売上げが20%以上減収となった場合に申請可能です。)

※減収率が50%を超える場合は国が実施している「持続化給付金」の申請となります。

※飲食店は、50%を超える場合は秋田県が実施している「飲食店応援給付金」の申請となります。

※国・県との重複申請はできませんのでご注意ください。

◎支給額

支給額は、1事業所当たり20万円(2事業所以上を有する場合は40万円が上限)
※予算の範囲内で給付します。



◎受付期間

7月1日(木)～9月30日(木)

小坂町宿泊
助成券事業

宿泊料を助成します

宿泊助成券を利用して十和田湖・町内の宿泊施設へ泊ってみよう！

受付期間

6月21日(月)まで

※当日消印有効



©かぶきん

▶助成券使用可能期間→ 7月16日(金)～11月30日(火) 利用[チェックイン]分

▶「小坂町宿泊助成券」を1枚当たり5,000円分発行
(発行枚数5,000枚)

▶宿泊助成券は1人2枚(10,000円分)まで申込可能

秋田県プレミアム宿泊券やあきた県民割キャンペーンなど各種制度との併用も可能！

【応募方法】 郵便はがきに①郵便番号②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥宿泊助成券希望枚数(1枚または2枚)を記入し、郵送(〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41番地1)または観光商工班へ直接持参してください。

郵便はがきは1人1枚とし、2枚以上応募の場合は無効とします。応募多数の場合は抽選により当選者を決定します。当選者には6月下旬に助成券を郵送します。なお、落選者への通知はありません。

■お問い合わせ先 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)